

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第6回）

議 事 次 第

令和6年11月22日（金）
10：30～11：30
W e b 会 議

（議事次第）

1. 開会
2. 納税準備預金の取扱いについて
3. 資金決済法上の前払式支払手段への対応について
4. MPN統一の税目・料金番号体系における付番について
5. 地方公共団体における検討状況等について
 - ・富山県 出納局出納課 和田 剛 主幹・システム管理係長
 - ・福岡県 会計管理局会計課 諸藤 彰 課長補佐
 - ・埼玉県さいたま市 出納室出納課 小山 貴弘 課長
 - ・青森県弘前市 会計課 山下 絢子 経理係長
 - ・兵庫県多可町 税務課 檜本 一郎 課長
6. 意見交換
7. 閉会

（配付資料）

- 資料1 納税準備預金の取扱いについて
資料2 MPN統一の税目・料金番号体系における付番

納税準備預金の取扱いについて

2024年11月22日

一般社団法人全国銀行協会

納税準備預金の取扱いについて

論点

- 各金融機関の納税準備預金規定においては、災害等のやむを得ない事情が認められない限り租税納付以外の目的では払戻しができない旨の規定あり
- そのため、eLTAXを活用した公金納付にあたっては、各収納チャネルにおいて利用者が「納税準備預金（※）」から地方税以外の公金を納付しようとした場合の対応について整理が必要

※「納税準備預金」とは、租税の納付に充てることを目的として銀行その他の政令で定める金融機関に対してした預金で当該金融機関が他の預金と区分して経理しているものをいう。納税準備預金の利子については、所得税を課さない。ただし、当該預金から租税の納付の目的以外の目的のために引き出された金額がある場合には、その引出しの日の属する利子の計算期間に対応する利子については、所得税を課する。（租税特別措置法第5条）

整理案

- 利用者が納税準備預金から地方税以外の公金を納付しようとする場合は、遅くとも令和8年9月までに地方税共同機構及び金融機関において、以下のとおり税目・料金番号によるシステム制御を行うことができるようシステム改修など所要の対応を行う。
- また、利用者の混乱を回避するため、地方税共同機構と連携して、全銀協として本取扱変更の周知を行うほか利用者への周知を適切に行うよう取扱金融機関に対して働きかけを行う。

収納チャネル	対応方針
ダイレクト方式	<p>【地方税共同機構で対応（※）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方税以外の公金を納付する際に納税準備預金を選択された場合は、金融機関で租税納付以外の目的で払戻しを行う理由を確認する必要があるため、eLTAXにおいて支払不可及び各金融機関への問合せを案内する制御を行う。 <p>※ダイレクト方式では、各金融機関の納税準備預金規定に反して、やむを得ない事情を確認するフェーズがないまま納税準備預金から自動的に引落しがなされてしまうため、eLTAX側での制御をお願いするもの</p>
一括伝送方式	<p>【金融機関で対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、金融機関の窓口で地方税・地方税以外の公金のいずれの納付書であるかを目検により分別のうえ、納税準備預金から支払いが可能であるかの判断を行う。 ● なお、地方団体において納付書を作成する際には、利用者や金融機関の窓口担当者などが地方税・地方税以外の公金のいずれの納付書であるかを分別しやすいように収納料金・税金名称の記載について「マルチペイメントネットワーク標準帳票ガイドライン」に留意する。
オンライン方式	<p>【金融機関で対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関のシステムにおいて、いずれかの方法で支払不可とするなどの制御を行う。
情報リンク方式	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方税・地方税以外の公金に関わらず納税準備預金の選択を一律不可とする。 ② 納税準備預金を選択された場合に地方税以外の公金であるか否かを判別して、地方税のみに支払可能となる制御を行う。

※ 各収納チャネルの対応にあたっては、税目・料金番号によって公金が含まれていることが分かる形で納付情報が伝送されることが前提

- eL-QRを活用した公金収納の対象となる公金における「MPN統一の税目・料金番号体系における付番」について、関係機関における運用上の課題を踏まえ、以下のとおり整理する。

【現在の整理】令和5年9月29日付地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第3回）で決定した方針

- 「税目・料金」は、MPN側で既に付番されている科目は当該番号を踏襲する。
- 付番されていないものについては、新たに付番を行う。全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を行うことを可能とする公金は個別に付番し、そのほかは「項」レベルで付番する。

【具体的な付番イメージ】

- 現行の付番を踏襲：国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料
- 新規付番：道路占用料、行政財産使用料、港湾占用料、河川占用料、（左記以外の）分担金、負担金、使用料、手数料、その他公金
- なお、地方公共団体の側で、上記に加えて、さらに詳細な区分管理が必要となる場合は、eL-QR格納項目のうち「案件特定キー」を地方公共団体が独自のルールで区分管理することにより対応する。

- MPNにおいて既に付番されている科目は当該付番を踏襲する。
- 付番されていないものについては、新たに付番を行う。具体的には、全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を行うことを可能とする公金及び規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において全国共通の取扱いとするべきとの要請があるものとして記載された公金（①）を個別に付番し、そのほかの科目（②）についても幅広く使用可能となるよう、歳入予算の款項目のうち項に基づき付番する。
- 地方公共団体の事情により、取扱件数が多い公金などで活用できるよう、「公金1～10」として汎用的に使用できる番号（③）を設ける。
- 上記のほか、地方公共団体・地方税共同機構・金融機関・決済事業者の運用上、納付書の判別を行うための番号（④）を新たに付番する。

【具体的な付番イメージ】

- 現行の付番を踏襲：国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料、**放置違反金**
- 新規付番：道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾占用料、河川占用料、**土地賃貸料、**
保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費、住宅使用料
（上記以外の）分担金、負担金、使用料、手数料、**寄附金、その他公金、公金1～10** …②③
集合納付（公金用）、分割納付（公金用）、特定公金（資金決済法の制約を受ける公金） …④

※集合納付（公金用）：複数科目や複数期別にまたがる複数の納付書の納付金額を合算して1枚の納付書を作成する場合に、必要に応じて活用できるよう設けた番号。（税と税以外の公金が混在した1枚の納付書は作成不可）

分割納付（公金用）：滞納整理時等、複数科目や複数期別にまたがる複数の納付書の納付金額を合算した上で、複数枚に分割した納付書を作成する場合に、必要に応じて活用できるよう設けた番号。（税と税以外の公金が混在した1枚の納付書は作成不可）

- 地方公共団体内で共通の税目・料金番号を使用する公金については、団体においてeL-QR格納項目のうち「案件特定キー」を統一的に区分管理することにより、納付情報の特定、データの分割などの対応を行う。

MPN統一の税目・料金番号体系における付番

設定方法

- 税目・料金番号「201_水道使用料～203_水道使用料・下水道使用料」、「224_寄附金」及び「225_特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）」は、スマホ決済アプリ等事業者においてシステム制御が必要な公金であり、それぞれ対応する番号の設定が必須。
- 税目・料金番号「204_国民健康保険料～223_住宅使用料」については、それぞれ対応する番号の設定を推奨。
- 上記以外については、税目・料金番号「244_集合納付（公金用）～260_公金10」の中から、地方公共団体の事情に応じて適切に設定。
- ※ なお、特定公金以外の公金と、特定公金の両方を含んだ1枚の納付書を作成する場合は「225_特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）」の設定が必須。

付番 ※赤字部分が追加・変更箇所

税目・ 料金番号	名称	略称名			
		全角4文字以内	全角5文字以内	半角8文字以内	半角10文字以内
201	水道使用料	水道料	水道料金	スイドウ	スイドワリヨウ
202	下水道使用料	下水道料	下水道料金	ゲスイドウ	ゲスイドワリヨウ
203	水道使用料・下水道使用料	上下水道	上下水道料	ジヨウゲスイ	ジヨウゲスイ
204	国民健康保険料	国保料	国民健康料	コクホリヨウ	コクホリヨウ
205	介護保険料	介護保険	介護保険料	カイゴホケン	カイゴホケンリヨウ
206	後期高齢者医療保険料	後期高齢	後期高齢者	コウキコウレイ	コウキコウレイシヤク
207	道路占用料	道路占用	道路占用料	ドウロセンヨウ	ドウロセンヨウ
208	行政財産目的外使用許可使用料	財産使用	財産使用料	ザンヤンシヨウ	ザンヤンシヨウ
209	港湾占用料	港湾占用	港湾占用料	コウワンセンヨウ	コウワンセンヨウ
210	河川占用料	河川占用	河川占用料	カヘンセンヨウ	カヘンセンヨウ
215	土地賃貸料	土地賃貸	土地賃貸料	トチンタイ	トチンタイリヨウ
216	保育所利用料	保育料	保育料	ホイクリヨウ	ホイクリヨウ
217	認定こども園利用料	こども園	こども園料	コドモエン	コドモエンリヨウ
218	幼稚園利用料	幼稚園料	幼稚園料	ヨウチンリヨウ	ヨウチンリヨウ
219	高校授業料	高校授業	高校授業料	コウコウ	コウコウリヨウ
220	学校給食費	学校給食	学校給食費	コウシヨク	コウシヨクヒ
221	放置違反金	放置違反	放置違反金	ホウチイハンキン	ホウチイハンキン
223	住宅使用料	住宅使用	住宅使用料	ジウタク	ジウタクシヨウ
224	寄附金	寄附金	寄附金	キフキン	キフキン
225	特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）	特定公金	特定公金	トクテイコウキン	トクテイコウキン
244	集合納付（公金用）（※）	集合納付	集合納付	シユウゴウ	シユウゴウ
245	分割納付（公金用）（※）	分割納付	分割納付	ブンカツノウ	ブンカツノウ
246	分担金	分担金	分担金	ブンタンキン	ブンタンキン
247	負担金	負担金	負担金	フタンキン	フタンキン
248	使用料	使用料	使用料	シヨウリヨウ	シヨウリヨウ
249	手数料	手数料	手数料	テスリヨウ	テスリヨウ
250	その他公金	公金	公金	コウキン	コウキン
251～260	公金1～公金10	公金1～10	公金1～10	コウキン1～10	コウキン1～10

※ 金融機関窓口において、利用者が意図せず納税準備預金から地方税以外の公金を納付してしまう処理誤りのリスクがあるため、当面の間は、地方団体での地方税と地方税以外の公金が混在した1枚の納付書（集合納付書）は作成不可。

地方税お支払サイトにおいて、利用者が地方税と地方税以外の公金をまとめて納付する際は、地方税共同機構から収納機関共同利用センターに登録する納付区分として「244_集合納付（公金用）」を設定。

eL-QRを活用した公金収納

庁内の推進体制

- システム担当課：
出納課、建築住宅課、税務課（収納消込み関係）
 - 情報の共有：
県警、県企業局
 - 県税を除き、ほとんどの納付書は「財務会計システム」で出力している。
* 県警の「放置違反金（歳入/歳計外とも）」を含む
 - 普通会計の部門システムでの発行は「県営住宅の家賃／敷金」のみ。
* 原則、口座振替で納付書は少数（振替不能、生活保護の代理納付、古くからの居住者）
 - 県企業局で対象となりうる「工業用水道使用料」は口座振替が原則。
-

eL-QRを活用した公金収納

原課との調整の状況

対象となるシステム

財務会計システム

○【eL-QR対応予定】

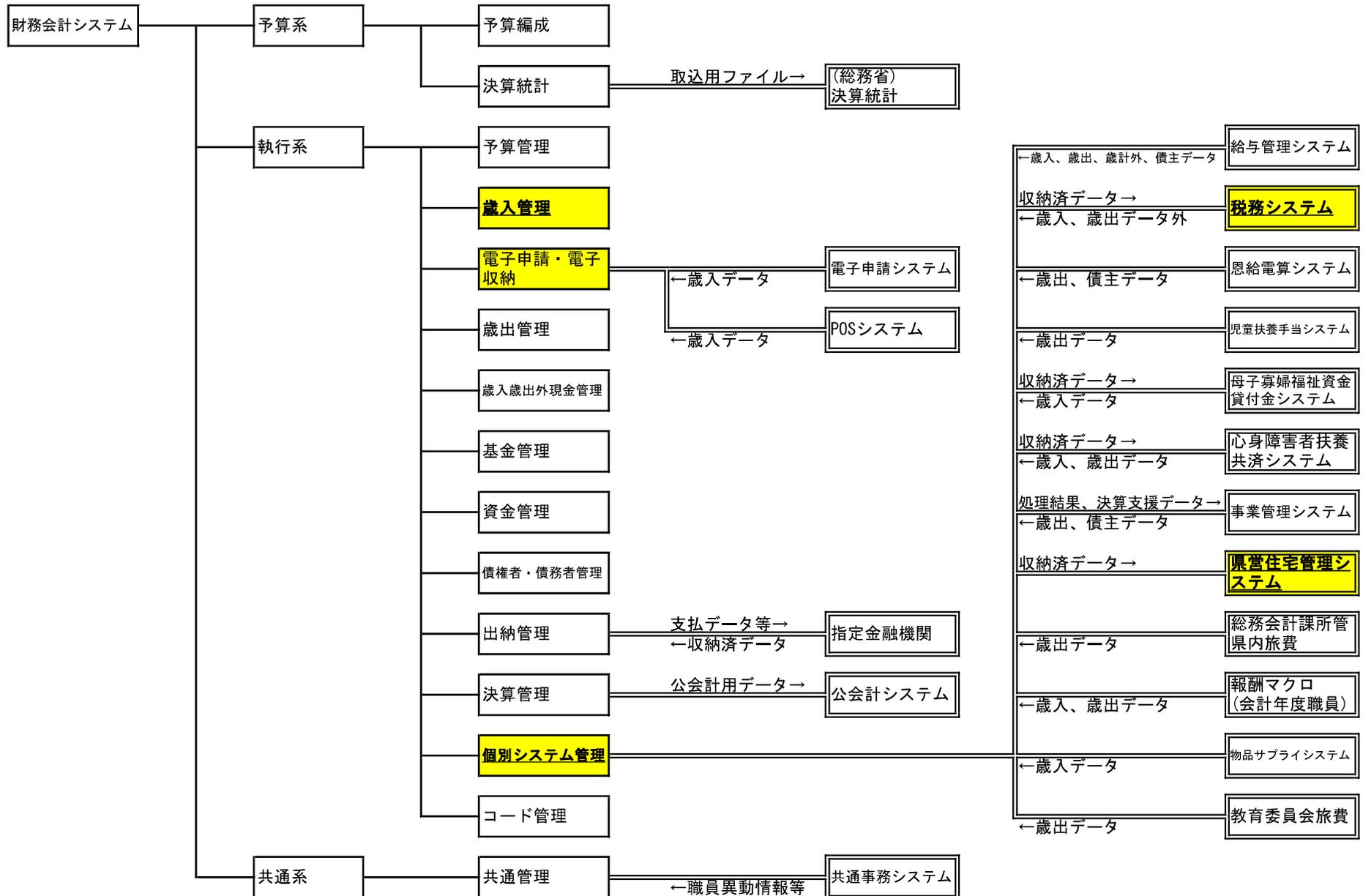
県営住宅管理システム

○【eL-QR対応予定】

企業局財務会計システム

×【非対応】

富山県財務会計システム概要図（システム関連図）



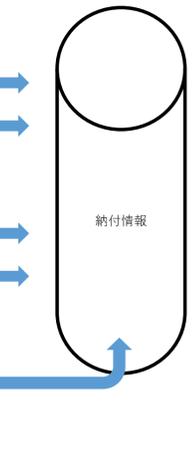
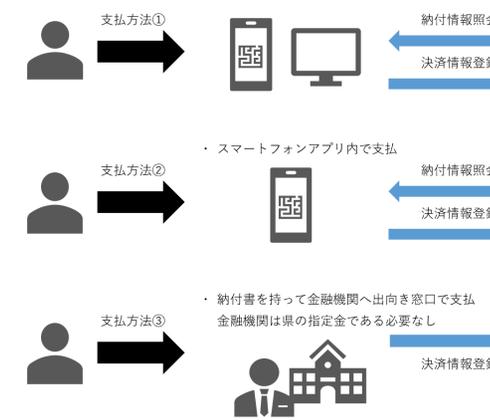
【富山県】eLTAX収納金に係る事務処理の流れ(案)



・納入義務者は納付書が届いたら支払操作を行う



- 〈支払方法〉
- ① 地方税お支払サイト
 - ② スマホアプリ等
 - ③ 金融機関窓口



納付書情報ファイルのアップロードについては、地方公共団体の各基幹システムから【税】と【税以外の公金等】をシステムごとにファイル作成し随時アップロードしていただくことを想定しており、アップロード回数については上限を設けない予定

共通納税機関3コードを上限としてその範囲で共通納税機関コードを取得可能。地方公金や上下水道使用料に係る納付情報ファイルや入金を地方税と区分する必要がある場合には、上限3コードの範囲内で各団体の任意で共通納税機関コードを複数採番していただくことを想定

- ・ 財務会計システムに歳入調定を登録
- ・ 県営住宅管理システムに歳入調定を登録
- ・ 税システムに歳入調定を登録



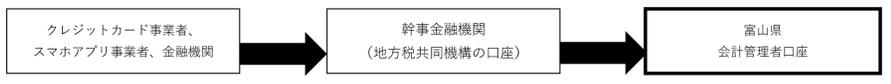
- ・ 財務会計システムは、eLTAXに納付書情報を登録
- ・ 県営住宅管理システムは、eLTAXに納付書情報を登録
- ・ 税システムは、eLTAXに納付書情報を登録



- ・ 財務会計システムは、eLTAXから消込情報を取得
- ・ 県営住宅管理システムは、eLTAXから消込情報を取得
- ・ 税システムは、eLTAXから消込情報を取得

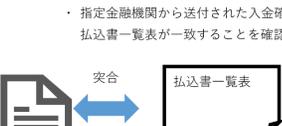


- ・ 財務会計システムに取込、チェックリストを確認



・ 当日の入金確認FAXを富山県へ送付

地方団体の入金口座 (= 収納金振込口座) は、1 共通納税機関コードにつき1 口座を設定することになる。納付された特定歳入等は、その設定された収納金振込口座に対して機構から振込を実施する



- ・ 指定金融機関から送付された入金確認FAXと払込書一覧表が一致することを確認
- ・ 金額が確定したら許可入力する
- ・ 日々処理で銀行データ作成と収納所属への振替配信



・ 受領した経理用データと会計別内訳書を収支日報へ反映



・ 日報など各種帳票に反映

1 共通納税機関コード につき、
1 納付情報ファイル
1 入金口座

MPN収納機関番号
富山県はMPN導入済

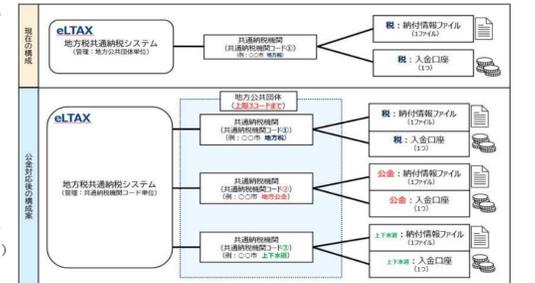


図 8.18 納付情報ファイルの作成単位、入金単位の変更イメージ

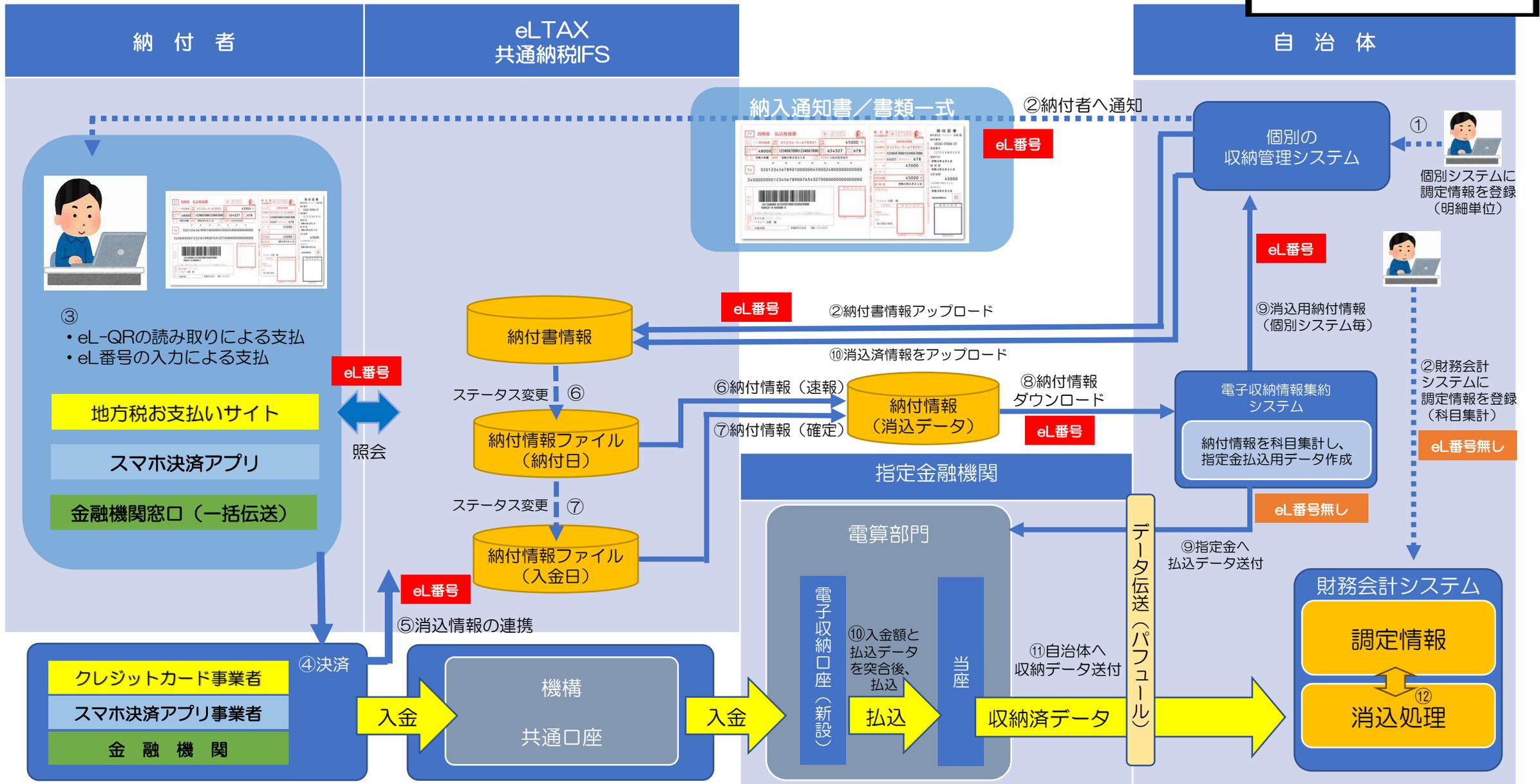
固定調定へ仮消込が必要となるため、税納付書様式「現金収納払込書」を使用する電子収納だが、電子収納の流れではなく直接入金仕組みを利用して収納する

その他の「直接入金」同様、出納課資金決算係に納付書を提出し、入金確認FAXと金額が一致することを確認する

納付書は北陸銀行へ提出し、北銀で領済データ化されたものを財務会計システムに取込むことで、固定調定に仮消込される

福岡県：eLTAXを用いた税外公金収納の全体フローイメージ

構成員提出資料 2



補足1：個別の収納管理システムにおけるeLTAXを用いた収納イメージ。 補足2：①～⑫において、同番号は、ほぼ同タイミングで実施と想定。

公金納付のデジタル化に 対応した消込事務の流れ

令和6年11月22日
地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る
実務検討会（第6回）

さいたま市出納室出納課



さいたま市PRキャラクター
つなが竜 ヌウ

金融機関の窓口以外の納付手段



さいたま市

- さいたま市では、多くの科目において、金融機関の窓口での納付のほか、ペイジー、コンビニエンスストア、スマホ決済での納付に対応。
- 市税においては、eL-QRを利用したeLTAXによる納付に対応。

The image shows three tax payment forms from the City of Saitama. The first form (77) is a '納付書兼領収済通知書' (Payment and Receipt Confirmation) for a 1,000 yen tax. The second form (34) is a '納付書' (Payment Slip) with a long barcode. The third form is a '領収証' (Receipt) for the same 1,000 yen tax. Red boxes and arrows highlight specific features: the barcode on the payment slip, the QR code on the receipt, and the 'CVS収納用' (CVS collection use) section on the payment slip.

ペイジー

- ・インターネットバンキング
- ・金融機関 A T M
- ・金融機関窓口（一括伝送方式に対応した金融機関のみ）

コンビニ・スマホ決済

- ・コンビニエンスストアのレジ
- ・スマホ決済アプリ（請求書払い）

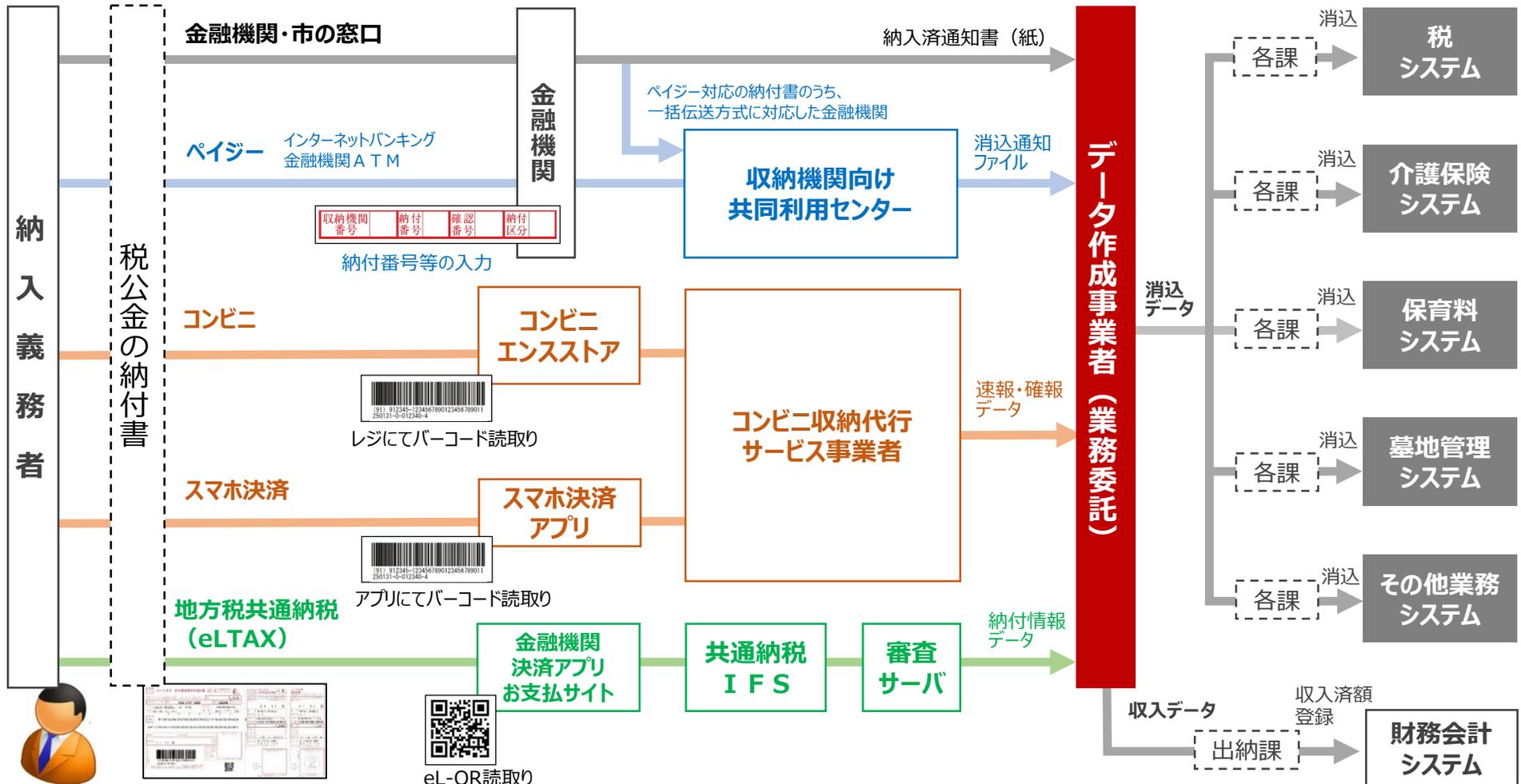
eLTAX（市税のみ）

- ・金融機関窓口
- ・スマホ決済
- ・ダイレクト納付（口座振替の都度払い）
- ・クレジットカード納付

ペイジー、コンビニエンスストア、スマホ決済による納付に対応する科目
 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、放課後児童クラブ指導料、墓地管理料、学校給食費、日本スポーツ振興センター保護者負担金
 財務会計システムから出力する納付書（令和7年4月から（予定））
 市営住宅等使用料・市営住宅等駐車場使用料（令和7年10月から（予定））

消込事務の流れ

- さいたま市では、水道料金・下水道使用料等の一部の公営企業会計を除き、全ての納付手段の納付情報をデータ作成事業者が受領する。
- データ作成事業者は、全ての納付手段について消込データ（納付書番号・金額等のデータ）を各業務システムの形式に合わせそれぞれ作成する。
- あわせて、収入データ（会計・予算科目ごとの収入済額のデータ）を財務会計システムの形式に合わせ作成する。
- これにより、納付手段が追加された場合であっても、データ作成事業者が既存の形式により消込データや収入データを作成するため、各業務システムや財務会計システムについて、消込のための大規模な改修が不要となる。

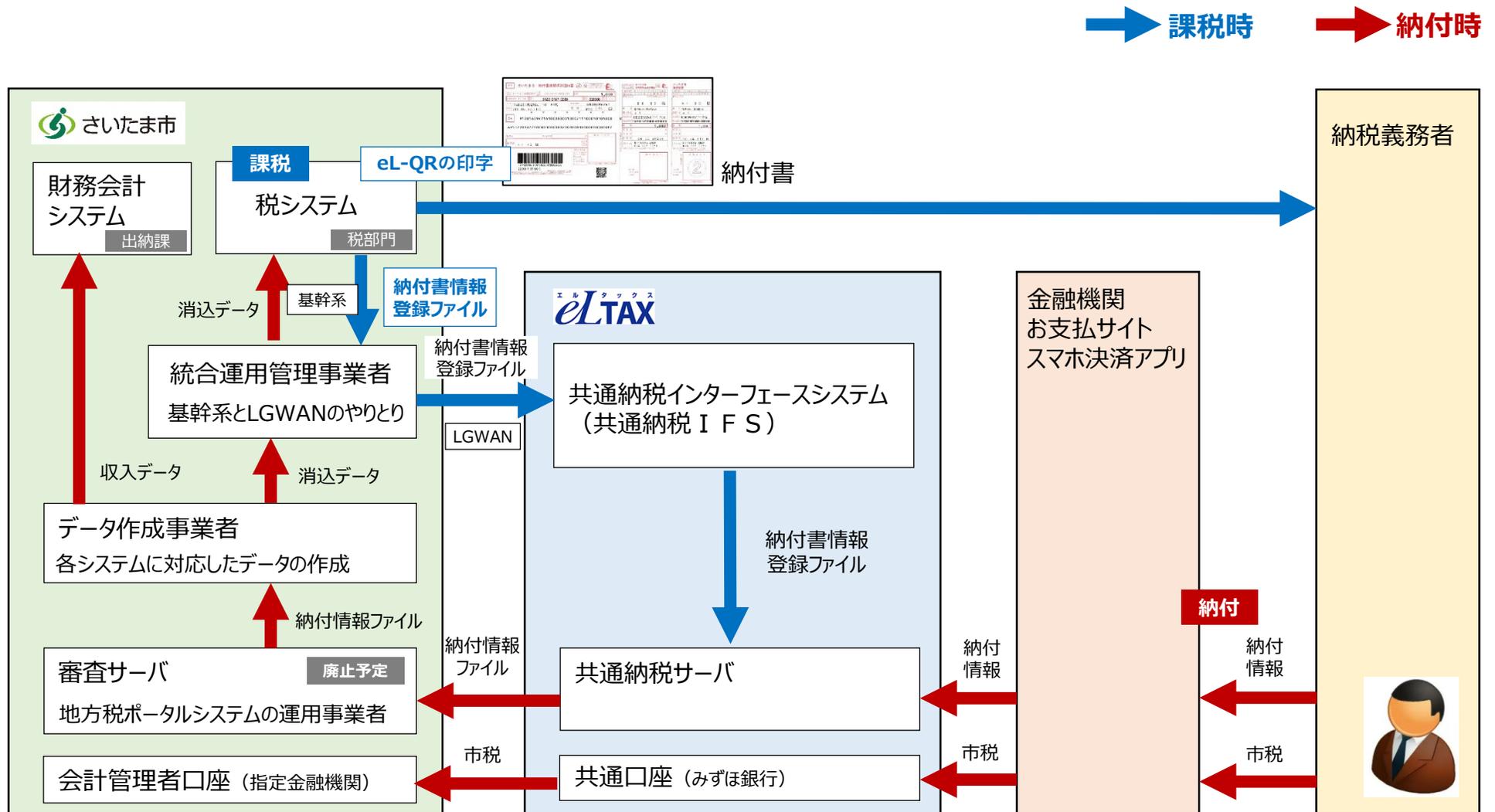


地方税共通納税の消込事務の流れ



さいたま市

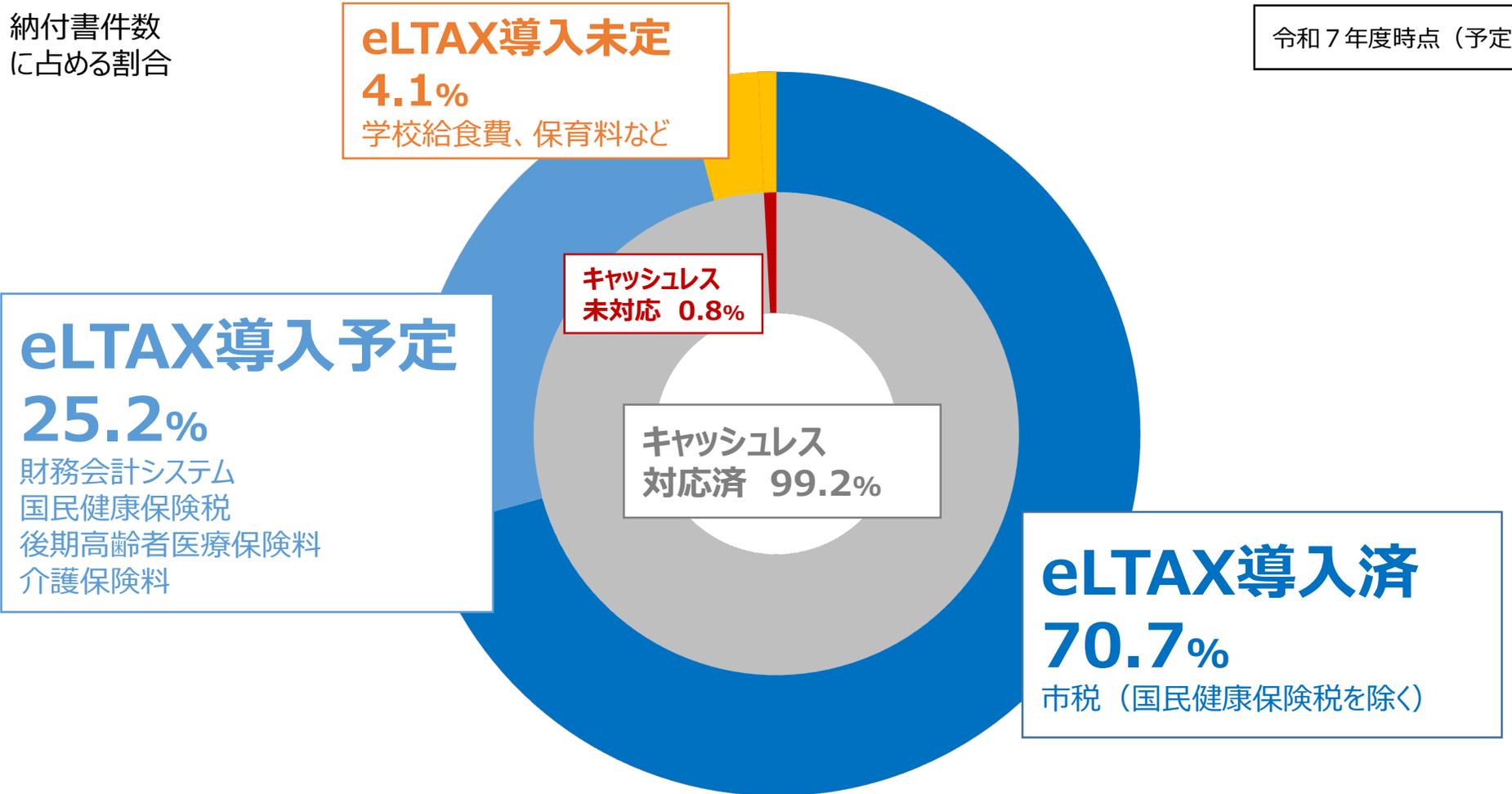
○地方税共通納税（eLTAX）の消込事務の詳細は以下のとおり。



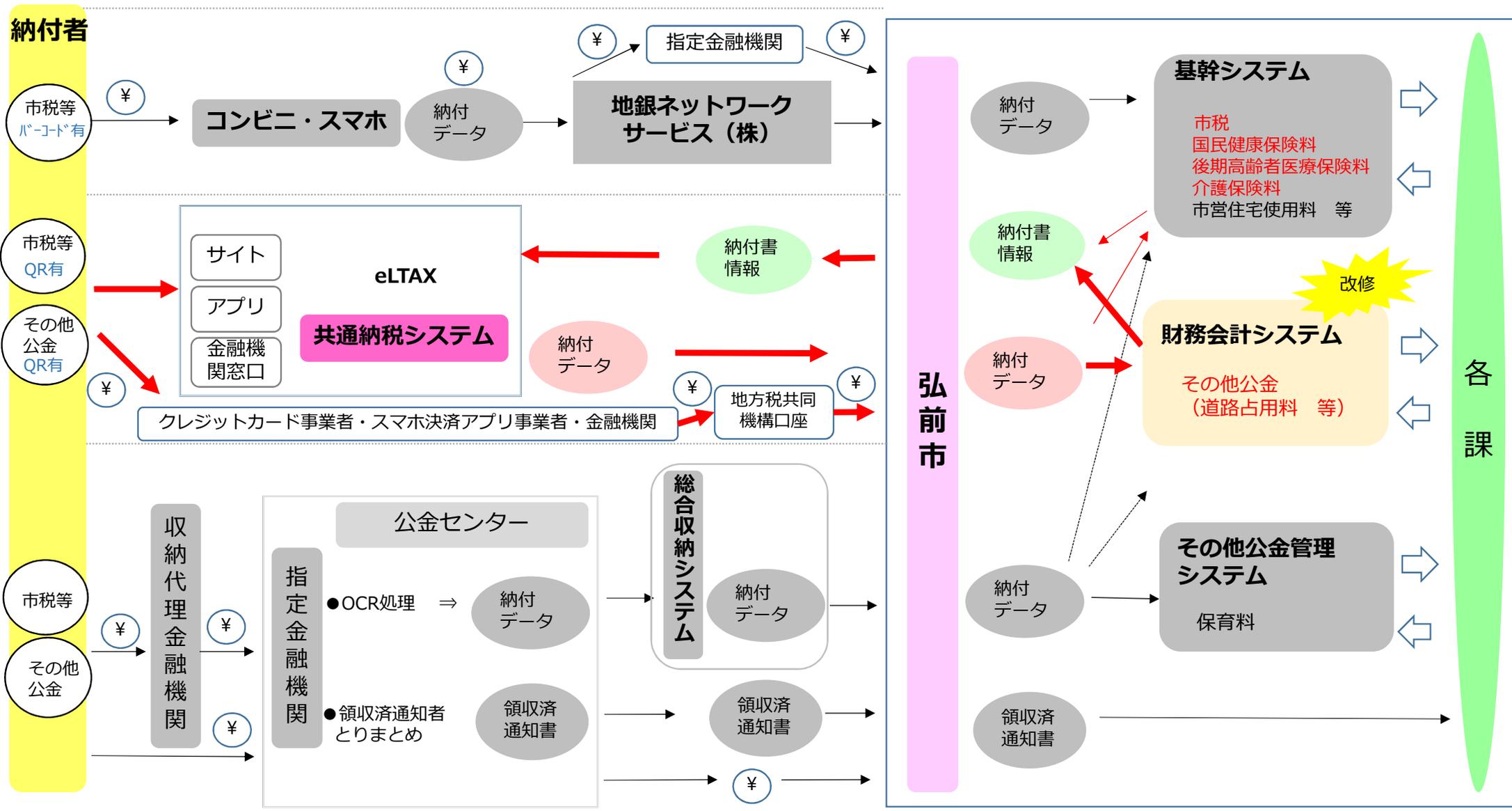
- eLTAXの導入に当たっては、少なくとも納付書へのeL-QR（エルキューアール）の印字や納付書情報登録ファイルを出力する機能が必要。
- キャッシュレス決済済の科目は、eLTAX導入による市及び市民へのメリットはあまりない。
- キャッシュレス未対応の科目は、納付件数が少ないため、費用対効果が課題。

納付書件数
に占める割合

令和7年度時点（予定）



地方税以外の公金のeL-QRを活用した収納開始後の業務フロー関連システムの構成（現在の想定）



当市において現在抱えている課題

- ◇財務会計システム改修関係 ※R7年度に改修予定（R7予算要求済）
- ・納付情報データを授受してからの分割をどうするか

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第6回）資料

公金納付のデジタル化に関する 対応と課題



兵庫県多可町

令和6年11月22日

多可町の概要

- ・平成17年11月1日に多可郡（中町・加美町・八千代町）が合併して誕生。
- ・総面積 185.19km²。約79%が山林。
- ・直線距離で神戸から約45 k m（車で約1時間30分）
大阪から約70 k m（車で約1時間30分）
- ・人口 18,891人（R6.4.1）
- ・高齢化率 39.43%。（R6.10.1）
- ・主な産業 水稻（コシヒカリ・山田錦）
地元食産材を使用した加工食品
地場産業（織物）
- ・3つの発祥のまち
「山田錦」「杉原和紙」「敬老の日」
- ・職員数（一般職） 196人（R5.4.1）
- ・公金納付のデジタル化担当 会計課



公金納付のデジタル化に関する現在の対応見込みについて

重点的に要請を受けている公金

- ①いずれの地方公共団体においても相当の取扱件数がある公金
 - ・ **介護保険料、後期高齢者医療保険料**について、当町は地方税とともに税務課で一元的に賦課徴収を行っている。システム標準化対応事務であり、当町の業務体制を考慮し、導入を検討中。（※**国民健康保険料**は税でQR対応済）
 - ・ **水道料金、下水道料金**については、**水道料金**として徴収しているが、納付手段の約90%を口座振替で行っているため、対応を想定していない。
- ②その性質上、当該地方公共団体の区域外に納付者が広く所在する公金
 - ・ 公物の専用に伴う使用料としての性質を有する公金として、**道路占用料、公園占有料、法定外公共物占用料**があるが、いずれも①取扱件数が少なく費用対効果が見込めない。②改修費用及びランニングコスト並びに国の財政措置が未確認 等の理由により対応を想定していない。

その他の公金

- ・ 当町が使用を想定する**団体基幹システム（地方税（汎用））**で公金納付のデジタル化に対応を想定する公金については、取扱件数、業務体制、費用対効果等の検討を継続中。
- ・ 上記団体基幹システムで対応しない公金については、**団体基幹システム（財務会計）**で対応するものとして想定し、開発状況を見極めながら幅広く検討を継続中。

公金納付のデジタル化に関する課題について

納付コストの増加

- ・納付のデジタル化への対応費用が増加（L T A 分担金、システム維持費）

公金納付のデジタル化への対応に関する説明責任

- ・利用しない場合のL T A 分担金の算定方法について、理解が得られるか

税以外のeL-QRを活用した公金納付を導入した場合の庁内の業務体制

- ・団体基幹システム（地方税（汎用）と財務会計）が混在した場合
庁内でのシステムの処理権限の付与も含めて、収納管理と納付管理の
安定性・確実性を担保する必要がある。
- ・インターフェイスシステムへのアクセスのスキームの構築が必要？
- ・「納付書情報」は誰が、いつ、どのようにアップロードするのか。
- ・「納付情報」は誰が、いつ、どのようにダウンロードし、台帳管理
会計管理するのか。

「そもそもまだ納付書払なのか」という庁内の疑問

- ・キャッシュレス納付推進の観点から、納付書（紙）以外の納付方法の
検討の余地があるのではないかと意見あり。
- ・当町は、継続納付いただく公金については、口座振替を推奨。

公金納付のデジタル化に関して想定する利点について

住民サービスの向上

- ・一部収納代理金融機関より、eL-QRが印字されていない納付書の取り扱いの取り扱い停止を求められている状況から、慣れ親しんだ金融機関での納付環境が継続できる。
- ・当町の収納代理金融機関で、全国的に利用いただける窓口が限定的であるため、全国统一基準の納付チャネルで納付できる環境が整うことで、利用者の利便性の向上が図られる。

手数料等のコスト対策

- ・現行の金融機関の窓口納付に関する手数料については、近年料金値上げの申し出を受けていることから、その部分の負担軽減が期待できる。

業務効率化の推進

- ・公金納付のデジタル化が実現することで、窓口業務及び収納管理業務に関する日々の業務について、事務の効率化、負担軽減が期待できる。
(OCR不要、会計窓口に対応ATMを設置しセルフ化を実現等)

ご静聴ありがとうございました



マイスター工房八千代のまきずし